

診療所開設者（死亡・失そう）届出書（医師開設）の記載要領

事案	届出により開設した診療所の開設者（医師）が死亡又は失そう宣告を受けた場合		
根拠法令	医療法第9条第2項		
提出期限	死亡又は失そう宣告を受けた後10日以内 (死亡日又は宣告日から起算)	様式	16
提出部数	1部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「届出者」欄	<p>1. 本届の届出者は、次のとおりである。（戸籍法第87条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族 ・その他の同居者 ・家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人 <p>※死亡又は失そうの届出は、同居の親族以外の親族もすることができる。</p> <p>2. 届出者の住所地（住民票のある住所地）、氏名、続柄を記載する。</p>
1 開設者の住所・氏名	<p>1. 死亡又は失そう宣告を受けた開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p>
2 診療所の名称	開設届又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	<p>1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。</p> <p>3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」</p>
4 病床数	入院施設（病床）について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その病床数を記載する。
5 死亡又は失そう宣告年月日	診療所の開設者が死亡又は失そう宣告を受けた年月日を記載する。